瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課)………

山

○公安委告示

口

保安林の指定 (山口市)

(森林整備課) (森林整備課)

五

保安林指定の解除 (萩市)

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)

建設業の許可の取消し(監理課)

目

9月5日

(金曜日)

平成二十六年九月五日

山口県知事

村 尚 嗣 政

工場又は事業場の名称及び所在地 氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所

宇部市大字小串一九七八番地の九六

宇部興産株式会社

平成 26 年

山口県告示第二百九十五号

に供する。 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年九月五日から同月二十五日までの づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

平成26年9月5日

特定施設に関する事項

種類、構造及び使用時間間隔等

所在地

字部市大字小串一九七八番地の一〇 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区

十八号)別表第一第四十	備考「四	"	四七一ハ	四七一口	種類			
	四七一ロ」及び「四七一	O·O五 〃	0	〇・〇五 平成	能が一つ力	構		
七号の医薬品	七一ハ」とは、	"	"	○六、	年予工 月 月 日定手			
別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設及び分離施設をいう。	水質	"	"	一平成二六、	年予工事 月 月 日定成	造		
	污濁防止法施行令	"	"	平成二六、一	年予使 月 月 日定始			
	$\overline{}$	"	"	断続	間 使 用 時間	使		
	昭和四十六年政令第百	時・〇二一	時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	時・〇二	時 の 日 使 当 用 た	用の方		
	7第百八	"	"	変動なし	動の 概要 節的変	法		

山口県告示第二百九十六号

る同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す

の届出があった。

平成二十六年九月五日

山口県知事

村

岡

嗣 政 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

汚

水

等

0)

汚

染

状

態

0)

値

)	日	金曜日		山		П		県	:		報		(定期))	第	2	591	5
	No.10 排	No. 8 排	No.7排	No. 6 排	No. 3	No. 2 排	No.1排		排		四 排 出·	備考(一)	"	四七	四七		種	
	水	水	水	水	水	水	水		水		水の汚	の表の		四七-ハ	四七-口		類	_
	П	П	П	П	П	П	П		П		染状能	の表の備考は、				通	水素	
	七・五	"	八:三	"	七 五	七二二	七.四	通常	水素イナ	+11:	恋の値及び		"	"	七	常最	イオ	
	"	"	"	"	"	"	九~六	最大	(水素指数)	出		この表について準用する。	<i>''</i>	<i>!!</i>	<u>八 (六</u>		(水素指数)	Ÿ
	四 · 三	"	= :	"	Ξ.	六・二	一〇 . 九	通常	化学的	-lv	量	する。	,	,	九八、五〇〇	通常	化学的酸	7.
	110	"	"	四	五.	"	九二〇		酸素要求量				"	"	1100,000	最	(鳴/ℓ)	
	0 1 11			五.	<u>Fi.</u>	_	五五	八通常	浮遊				"	"		大通) 単 浮 遊	
	<u>Ξ</u>	"	"	七	八		· 九 一	最	(mg / ℓ)						100,000	常最	物質	Ÿ
	"	"	"	"	"	"	五二	大最		-			"	"	1100,000	大通	/ ℓ 量	*
	五.	"	"	0	0	_	五五	大通	空室	-			四〇〇	"	五〇〇	常	室	1
	八			六	六九	·	五五	常最	mg				四	"	五		(mg / / 素	
	==	"	"	三	六	五	四八	大	ℓ 素	0			四 () ()		五〇〇	大通	○ 系	
	0	"	O·O六	"	"	"	〇 · · 五	通常	・一般り	値			"	"	〇 · ○ 五	常	燐粒	ſ
	=	"	"	"	0	"		最大					"	"	〇 · 五	最大	mg / e	
	七七、七〇八・	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	10,000	五〇、二九九・	〇・八二八、二三〇・八三五、	通常	お出力の一口	非出たり一つ			0.00	0.0011	0.00	通		- う こ う つ
	七七、七〇八・一八五、三三一・九	八五二、一二〇	0 六四八、000	九一、二〇〇	0 0 0	九五二、五四一	八三五、九四〇・八	最大	量 n	1415)り重(34)			0.0011	0.00回	0.0011	常最大	汚水等の一 日当たりの量 (m)	

_

第 2591 묽 支援事業所当によるのである。 事業所の表 支山さ 支山さ 支山さ 秋名又は 名居 称氏居 名 又 之 r株式会社, 文援事業所置いる。 株式会社 文援事業所四口居宅介護 文援事業所四口居宅介護 宅 it - 護支援-名介 介 2)分 称護 防 護 号丁山 目口 号丁山 目口 番本東 一町京 号丁山 目口 支 号丁山 の た に 所 を 事 業 者 のた 所る事 大と 本務主 地 が 大き の所在地の所在地 自口 目山 二 香 一 六 一市番本 一市番本 一市番本 $-\Box$ 一番一六号口市本町二丁 さんコープ さんコープ ス宅介護サ さんコー 名介 名居 山1 山1 介護サージ 口ス ロス 名居 護 宅 + + ポ ĺプ ポ ĺż 称予 称介 宅 ビ在 ビ在 ビ在 ビ在 防 ビプ 介 護 え在宅 号丁ゥ 六一 号丁 号丁山 号丁ヶ 六一 号丁 丁山 " " 号 称護 所事 所事 目口 Ė 目口 支 Ė Ė 一市 在業 一市 在業 番本 番本 三駅 番本 番本 三駅 目山 所援 地所 二十二六二 一一一 一町 番通 - 🗆 一前 番通 地所 番一六号 一下 事 ŋ 在業 与用防介 具福護 貸祉予 具福 貸 与用 護訪 問 介防介 護訪護 種事 類業 種事 類業 11 " 地所 問予 0) 介 0 平成 平成 " " 廃止年 廃止 成 廃止年 七六 七六 七六 年月 八、 弋 八、 亰 户 三 \equiv 三 " H \mathbb{H} " " H

山 \Box : 県告示第二百九十八

介護扶助のため 活保護法 (昭和二十五年法律第 の居宅介護を担当させる機関を次 首 四十 -四号) のとおり指定した。 第 五十四条の二 第 項 0 規定により、

林名又は名 と 会 名介 護

名居

称介

所事

在業

地所

種事

類業

月日

0 村

宅

護

Щ

口県.

知

事

畄

嗣

政

平成二十六年九月

日

Ė

七、

"

N S

長

深

Ш

五闸

七市

四東

の深

二川

護訪

問

看

平成

五六

S株式会社N 館株式 会社薬明 番町岩 一 二 門 市 三 ·国 六丁 号目南 九茜 ○国 ほ こテ訪 や [|] 問 テ訪 0) かショオ ぼ 0) ン護 薬局 すス

一五大字 〇中 ンイ第タサ3 1 1 希 ・ビスセデ の宇宇 一部市大 五七〇 七〇 堀山 御

出

[県告示第二百九十七号

同法第五十条の二の 届出があった。

規定により、

指定介護機関

2から次のとおり介護機関を休止した旨

活保護法

(昭和)

一十五年法律第百四十四号)

第

五十四

一条の一

第 远

項において準

一用す

Cトラスト 株式会社Yエ

の宇宇

部部

〇中 護通 所介 " 匹 "

指養居 導管宅 理療 " 弋 "

平成一 一十六年九月

護 のた 所る 事業 地 所主 名居 宅 称介 護 所事 在業 地所 種事 類業 0 休止年月

チ 二丁目九 東京都千代 東京都千代 台田 に え 徳 ケ 山 ア 一訪セ 一丁南 号目市 -城 五ケ 番丘 問

イ 学 館 社

称名又は名 産 産 名予 防 の 所 を 所 不 事 業 者 者 名介 護 称予 防

種事

類業

休

:止年月日

0

チ

二区東京 目田 和 九駿千 河代 台田 で 徳ケ テ山ア

イ 学 館 社

一訪セ 一丁南

シ問ンニ ラ 同 写 者 し 子 子 イ

号目市

一城 五分 番丘

看防介

護訪護

問予

平

成

四六

所事 在業 地所

秋名又は名と 会

名介

シ問ンニ ヨ看漢ーチイ

看

成

四六

日

川 口県. 知 事 村 岡 嗣

政

本代式会社 o r s o n t 有限会社が 寝具装飾z 有限会社? 会医 |療法人樹 店涌喜 hΫ 西 力 ガ о е \mathbb{H} 七六四年 号丁岩 目国 七二山号丁口 番町ヶ 六番三 市元 目市 号 目 第二四国 四国 番町 の稲 一駅 .町 ○通番り 号七 喜寝具装飾店 業本株式 所光会社 周士 セデンイ 有限会社カガ 介山 一護こもれる日本 タサ ĺί 南茜 陽ス 店涌ト 営日 日所 米周七南 号丁岩 目国 二山 番町ヶ 丁柳 直井 市大字人 四丁 二市五平 九市 目市 号首南 番南 八駅 番田 一町 番通 四国 号七 七六 五り 具福 貸 与用 // " " " " 四 t 八、 " 11 " " "

出 [県告示第二百九十 九号

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和) 干 ·五年法律第百四十四号) 第五十 应 |条の 第 項の規定により、

成 -六年九月五

Ш \Box 県 知 事 村 岡 嗣 政

株式会社ツク 名居 宅 介 称護 1 支 番一号 大岡西一丁目六 横浜市港南区上 の所在地の所在地 ツクイ宇部 名居 宅 介 称護 支 目宇 所援 一部 番市 事 在業 二岬 八号二丁 地所 平成 指定年 七六 甪 H

代式会社国際 昇福 三央山 号二陽 号 丁小 目野 五田 番市 事業所口居宅介護支援 シヘ ヨルンパ かえで 五田番市 " "

合祉と

活活協

プ同

且山

日二三一二の八日二市桜畠二丁

援山

目山

 $-\Box$

番一六号

亍

"

"

Cトラスト 株式会社YI

の字字 一部市 五七字 七

"

会療法人樹

七号目市駅

○通

番り

介山 護口

組

П [県告示第三百 异

介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和) 十 ·五年法律第百四十四号) 第五十四 [条の 第 項の規定によ ŋ

寝具装飾

店涌

号丁岩

目六番元

二町

 $\bigcirc \equiv$

喜Yケ 寝Uア

長 具 K ナ ポ

飾(有) l 店涌ト

号丁岩 目国

三市

五半番田.

喜

or株式会社

hΡ

о е

番南

セデイタサ

1 1

ービ

陽ス

-町 号七

平成二十六年九月 定 福 祉 具

名特 称用 の所在地の所在地 名特 定 福 祉 称用 具 所販売 在事業 地所

口県

知事

村

岡

嗣

政

飾合社 涌喜 寝 目岩三十二 二〇号 完町三丁 具Uケ 装KTサ 店(有)ポ 涌丨 喜ト寝Y 目岩 二国 二五番七号国市平田六丁 平成 指 定年月日

装限

有限会社カガ 3 " 写丁 Ħ 二南 四岩国 - 町 有限会社カガ 3 几 11 昘 T Ħ . 南 四岩 番町 " 四

"

山口県告示第三百 믉

介護扶助のため 活保護法 (昭和二十 の介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 ·五年法律第百四十 -四号) 第五十四条の二 第一 項 の規定により、

平成二十 六年九月 五日

秋名又は名が 選 子 名予 防 のた 所る事 主 地 所主 地 所主 名介 護 称予 防 所事 在業 地所 種事 類業 0 定年月日

Ш

県

知

事

村

畄

嗣

政

館、株式会社薬明 S 株式会社NS 一二〇九 長門市西河 番町岩 -国 深川 〇国 こやか こやか II 0 ぼ 0) ン護 薬局 すス 五門七市 九口 四東 の深 -111看防介 護訪護問予 平成 五六 弋

堀山 理療防介 指養居護 導管宅予

"

〇中

ンイ第タサ3 ビスセデ の宇宇 一部部 一五七 〇中 介防介 護通護 所予

四

"

二山 丁口 番通 五り

丁柳目井 自市八駅 九市 番南 二町 号七 "

七、

"

与用防介 八 具福護 貸祉予 " 八、

"

11 "

兀

有限会社カガミ

- 11

上 一四番 一 下 田 町 町

四一 号丁

具装飾店

「涌喜寝

2591 号 本光洋 社西日 有限会社カガ 日 番一四号二四 月二四 日二四 七六四の一 業 本 光 注 会 社 西 官 日 可 日 有限会社カガ 米七一七の一周南市大字久 番一 / 四 | 一 四 | 号 二 四 | 三 四 | 三 四 | 三 四 | 三 四 | 三 四 | "

匹

"

「次の図

は、

省略し、

その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産

部林政課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第三百二号

介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十六年九月五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

名 称 主たる事務所 主たる事務所 の所在地 名 称 所 在 地特定介護予防福祉用具販売事業所 指定年月日

目六番二〇号岩国市元町三丁 目二五番七号

有限会社カガミ

匹

"

山口県告示第三百三号

安林の指定を次のとおり解除する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二 一項の規定により、

平成二十六年九月五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

解除に係る保安林の所在場所

(以上四筆について次の図に示す部分に限る。 萩市大字高佐下字上足谷七六七の一・七六七の二・七六七の一一・七六七の一三

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

道路用地とするため

 \equiv

解除の理由

安林を次のように指定する 森林法(昭和二十六年法律第一 平成二十六年九月五日 一百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、 山口県告示第三百四号

山口県知事 村 圌

嗣

政

保

保安林の所在場所

ら四四一まで、 嘉年下字寺屋敷七二七、字毛木屋七二八、二一八四、字長迫七二九から七三六まで、 の五六から二一五三の六五まで、字帯谷二一五三の一七〇、二一五三の一七一、阿東 垰下七五四の一(次の図に示す部分に限る。)、字鵜ノ岩二一五三の五一、二一五三 六、字伊勢ケ浴二一四三、二一四四 七四〇、七四一、字流田七四二、七四二第一、 示す部分に限る。)、四二二第五から四二二第一一まで、 山口市阿東地福下字鷹ノ巣四一九、 四四二の一から四四二の三まで、 四一九の一、四一九第二、 字仏ケ垰七八一の一、字蕪ケ迫七八 四四三から四五四まで、四六四、 四二二第一四、 四二〇第四 四三六か (次の図 字

指定の目的

指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

保

1 次の森林については、主伐は、 山口市阿東地福下字鷹ノ巣四一九・四 択伐による。

ケ浴二一四三・二一四四 敷七二七・字長迫七二九から七三二まで・七四○・字仏ケ垰七八一の一・字伊勢 (以上一七筆について次の図に示す部分に限る。 一九の一・四二〇第四・四二二第八・四

2 その他の森林については、 主伐に係る伐採種を定めない

3 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 山口市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

報

産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。 「「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

(三一〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定により、 次の

おいて公衆の縦覧に供します。 変更後の定款は、平成二十六年十月十四日までの間、 山口県環境生活部県民生活課に

平成二十六年九月五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

申請のあった年月日

平成二十六年八月十三日

県

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 称 特定非営利活動法人社会起業ネットワーク

代 者 0) 氏 名

口

主たる事務所の所在地 東京都港区浜松町一丁目一〇番一三号

(三一一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

山

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定により、

び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。 変更後の定款は、平成二十六年十月二十日までの間、 山口県環境生活部県民生活課及

平成二十六年九月五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

申請のあった年月日

平成二十六年八月十八日

名 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 称 特定非営利活動法人やまぐち県民ネット二一

> 代 表 者 0) 氏 名 辻

主たる事務所の所在地 山口市大殿大路一三五番地の二

(三一二) 建設業の許可の取消し

により、建設業の許可を取り消しました。 (昭和二十四年法律第百号。以下 「法」という。)第二十九条第一項の規定

平成二十六年九月五日

山口県知事 村 岡 嗣

政

処分をした年月日

平成二十六年八月二十五日

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、 代表者の氏名及び許可番

商 号 又 は 名 称 鎌田工業株式会社

主たる営業所の所在地 宇部市西宇部北五丁目九番三〇号

表 者 0) 氏 名 鎌田

可 山口県知事許可(般一二四)第二〇〇四一号

処分の内容

とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消

兀 処分の原因となった事実

建設業の許可申請を行い、平成二十四年八月十七日付けでとび・土工工事業に関する 掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面を作成し、これを添付して 法第三条第一項の許可を受け、このことが法第二十九条第一項第五号に該当する。 鎌田工業株式会社が、法第八条第七号に該当する役員についてその者が同条各号に



山口県公安委員会告示第三十九号

号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二条第二項第

(定期)

号

平成二十六年九月五日

講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員 Ш \Box 県 公 安 委 員

ア 時から午後五時三十分まで及び同月三十一日(金曜日)の午前九時から午後五時 という。)の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。) 備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」 八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七条第一項の警 員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 平成二十六年十月二十七日(月曜日)から同月三十日(木曜日)までの午前九 新規取得講習(法第二十二条第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備 (昭和五十

以下同じ。 二十分まで 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。

月三十一日 (金曜日) 平成二十六年十月三十日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同 の午前九時から午後四時十五分まで

場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口 (山口県婦人教育文化会

講習対象者

山

(四)

受講者の定員

二十人

口

講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第三号に規定する業務

(以下「第三号警備業務」という。

県

新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

- ものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書 下 いう。)の交付を受けている者 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以 「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(第三号警備業務に係る (以下「合格証明書」と
- に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を 受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの 検定規則第四条に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)
- 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則

会 項に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)に合格した者 六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一条第二

限る。)に合格した警備員であって、 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに 当該検定に合格した後、継続して一年以上

追加取得講習

第三号警備業務に従事しているもの

交付を受けている者であって、かつ、〇のアからオまでのいずれかに該当する者 第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の

受講申込書の受付期間

平成二十六年九月十六日(火曜日) ただし、受付期間内であっても、 受付を締め切るものとする。 申込者の人数が受講者の定員の数に達したとき から同月十九日 (金曜日) まで

受講申込書の提出先

兀

山口県内の最寄りの警察署

受講申込書の提出方法

Ŧi. 受講申込書は、 持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

提出書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。

六

- 則第八条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書 二の〇のイに該当する者にあっては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の〇の 条の合格証の写し、二の一のオに該当する者にあっては一 従事証明書、二の①のエに該当する者にあっては一級の検定に係る旧検定規則第八 ウに該当する者にあっては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務 業務の従事期間に関する証明書(以下「第三号警備業務従事証明書」という。)、 二の一のアに該当する者にあっては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備 一級の検定に係る旧検定規
- た無帽、 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、 正面向き、上半身像及び無背景のものとする。) 申込前六月以内に撮影し
- (四) 除く。) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を

七 受講手数料

白欄に貼ること。この収入証紙には、 ようとする者にあっては一万四千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余 新規取得講習を受講しようとする者にあっては三万八千円、 消印をしないこと。 追加取得講習を受講し

講習の実施の委託

(昭和

(三)

講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第四号に規定する業務

。 以 下

「第四号警備業務」という。

号

九 その他

する。

講習は、

山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施

明記の返信用封筒を同封の上すること。 問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先 察本部生活安全部生活環境課 この講習についての問合せは、 (電話〇八三-九三三-〇一一〇) にすること。 最寄りの警察署又は山口市滝町一番 号 山口県警 郵便で

講習の日 1時及び場所、 講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

新規取得講習

四十分まで 時から午後五時三十分まで及び同月三十一日 平成二十六年十月二十七日(月曜日)から同月三十日 (金曜日)の午前九時から午後零時 (木曜日)までの午前九

追加取得講習

月三十一日(金曜日)の午前九時から午前十一時三十五分まで 平成二十六年十月三十日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同

場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会

(四)

受講者の定員 二十人

講習対象者

新規取得講習

追加取得講習

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

が通算して三年以上である者 交付を受けている者であって、 第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間

受講申込書の受付期間

ただし、受付期間内であっても、 平成二十六年九月十六日(火曜日)から同月十九日(金曜日)まで 申込者の人数が受講者の定員の数に達したとき

は、 受付を締め切るものとする。

平平 成成

一十六年九月五日発行一十六年九月五日印刷

発発

行行

人所

山山

口口県知

事庁

兀 受講申込書の提出先 山口県内の最寄りの警察署

五. 受講申込書の提出方法

受講申込書は、 持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

提出書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。

履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書

た無帽、 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、 正面向き、上半身像及び無背景のものとする。) 申込前六月以内に撮影し

除く。) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を

受講手数料

七

(四)

ようとする者にあっては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄 に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。 新規取得講習を受講しようとする者にあっては三万四千円、 追加取得講習を受講し

講習の実施の委託

講習は、 山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施

九 その他

明記の返信用封筒を同封の上すること。 問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先 察本部生活安全部生活環境課(電話○八三−九三三−○一一○)にすること。郵便で この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警